

介護保険の地域密着型サービスをご存じですか

地域密着型サービスとは、介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で、今の環境を大きく変えることなく、安心して生活を維持できるように支援する介護保険のサービスです。

一般的な介護保険のサービスでは、多人数でのサービス提供が多くなりますが、地域密着型サービスは少人数で地域に根差したサービスを提供しています。

そのため、一人ひとりに合わせた細やかな対応と家庭的な雰囲気の中で介護が受けられ、少人数であることで顔なじみの関係が作りやすくなります。

市内では、次の4種類の地域密着型サービスを14事業所で提供しています(利用は原則市民のみ)。

☎高齢者支援課☎内線2622



小規模多機能型居宅介護

いつまでも自宅で生活できるように、施設への通所を中心に、必要に応じて短期間の宿泊や自宅への訪問を組み合わせたサービスを一体的に利用することができます。デイサービス、ショートステイ、訪問介護を頻繁に利用したい方にお勧めです。

サービスの利点

- 「通所」「泊まり」「訪問」の各サービスをその日の状況に合わせて変更できる
- 1カ月当たりの利用料が定額
- 契約する事業者が一つで、連絡の手間などがない
- 各サービスのスタッフや利用者が変わらないため、顔なじみがしやすい

☎要介護1～5、要支援1・2の認定を受けている介護保険の利用者

◆提供している事業所

事業所名	所在地	連絡先
セントケア 三鷹新川	新川6-4-30	24-1055
小規模多機能型居宅介護 野ざきの家	野崎2-6-41	30-5575
ケアホームこまつ	大沢1-2-41	39-3520

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護や医療ニーズが高くなっても自宅で生活できるように、日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問と、コール(通話端末)による随時の対応が受けられます。24時間、呼べば人が来てくれる安心を提供します。

サービスの利点

- 服薬確認や排泄処理など、1日に複数回・短時間の利用ができる
- 1カ月当たりの利用料が定額
- 訪問してもらう程ではない内容でも、コールで話を聞いてもらえる
- 必要な時に訪問してもらえるため、家族の介護負担が軽減できる

☎要介護1～5の認定を受けている介護保険の利用者

◆提供している事業所

事業所名	所在地	連絡先
ジャパンケア三鷹下連雀	下連雀2-24-8 三鷹第3オリエントプラザ1階	41-0070

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の方を対象にした専門的なケアを提供するサービスで、少人数の家庭的な雰囲気の中で共同生活を営みます。本人の能力に応じた役割を担って生活を営む中で、認知症の進行を緩やかにし、問題行動の減少などにつなげます。

☎要介護1～5、要支援2の認定を受けている介護保険の利用者

◆提供している事業所

事業所名	所在地	連絡先
ニチイケアセンター下連雀	下連雀4-21-20	76-6731
ぐるーぷほーむ むれの里	牟礼5-12-28	76-6030
グループホームみずほ	新川4-25-18	79-5588
セントケアホーム 三鷹新川	新川6-4-30	24-1050
もえぎ三鷹上連雀	上連雀5-28-3	70-5166

認知症対応型通所介護(認知デイ)

認知症の方を対象とした専門的なケアを提供するサービスで、外出の機会が少なくなりがちな認知症の方の社会交流の機会を増やし、心身機能の維持回復を図ります。また、認知症の方の介護に関するご家族の悩みも相談できます。

☎要介護1～5、要支援1・2の認定を受けている介護保険の利用者

◆提供している事業所

事業所名	所在地	連絡先
弘済ケアセンター	下連雀5-2-5	43-8122
高齢者在宅サービスセンター恵比寿苑	牟礼1-9-20	48-4906
デイサービスセンター介援隊	新川6-9-11 松ビル3階	70-6177
三鷹市高齢者センターけやき苑	深大寺2-29-13	34-5440
方丈庵・大沢	大沢6-11-25	30-8630

子ども・子育て支援新制度の説明会を開催します

☎子ども育成課☎内線2731

平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、新たに「子ども・子育て支援新制度」が27年4月から本格的に施行されます。新制度は、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新しい仕組みです。

同制度の創設に伴い、概要や手続き方法などについて、利用者の方に説明します。

- ☎11月29日(土)
- 午前10時～11時30分
- ☎市民協働センター
- ☎当日会場へ
- ※自家用車での来場はご遠慮ください。



平成27年度

学童保育所の入所申し込み

☎児童青少年課(市役所4階41番窓口)☎内線2713

- ☎①27年4月に新1～3年生になるお子さんで、保護者が就労などのため下校後(午後6時まで、延長保育は7時まで)の保育を必要とする児童
- ②現在、市内学童保育所に在籍中で、27年4月以降も引き続き入所を希望する児童
- ☎11月25日(火)までの午前9時30分～午後4時(土・日曜日、祝日も受付)に必要書類を受付会場(11月16日(日)まで☎三鷹市公会堂さんさん館、17日(月)～25日(火)☎第三庁舎311号会議室)へ

平成27年度 保育園などの入園申し込み

☎子ども育成課(市役所4階45番窓口)☎内線2732

- ☎27年4月1日からの入・転園を希望する方(26年度の入園を待機中または新年度の転園を希望する方を含む)
- ※新生児の入園を希望する場合は、27年2月17日(火)までに出生予定の方(ただし実際の出産日が2月4日(水)以降の場合は選考対象外です)。
- ☎11月20日(木)までの午前9時30分～午後4時(土・日曜日も受付)に、必要書類を受付会場(11月16日(日)まで☎三鷹市公会堂さんさん館、17日(月)～20日(木)☎第二庁舎4階242・243号会議室)へ
- ◆市外の保育園の入園申し込みも、受付は三鷹市です
- ☎入園を希望する自治体の締切日の10日前までに同課へ(必要書類などは申込先に確認)

